

## しまね災害福祉広域支援ネットワーク設置要綱

### (目的)

第1条 国内で災害救助法が適用される程度の災害が発生し、かつ広域的支援が必要とされる場合に、島根県内福祉関係団体が連携して災害福祉広域支援活動（以下「支援活動」という。）を行うことを目的に「しまね災害福祉広域支援ネットワーク（以下「支援ネット」という。）」を設置する。

### (定義)

第2条 支援活動とは、災害発生時に避難所や被災社会福祉施設等における災害時要配慮者等の福祉的支援ニーズ等への対応、行政が行う災害時公衆衛生活動等への協力など、島根県内福祉関係団体等が連携・協働して行う活動をいう。

### (活動)

第3条 支援ネットは、次に掲げる活動を実施する。

- (1) 災害発生時の福祉専門職（福祉職場の医療専門職を含む。以下同様。）の派遣、及び調整に関すること。
- (2) 支援活動の仕組みづくりに関すること。
- (3) 福祉専門職派遣への登録、及び訓練研修に関すること。
- (4) 関係機関・団体等との連絡・情報共有に関すること。
- (5) 支援活動に関する県内への周知・啓発に関すること。
- (6) その他、支援活動に必要な事項に関すること。

### (構成)

第4条 支援ネットは次に掲げる関係機関・団体で構成する。

- (1) 島根県社会福祉法人経営者協議会
- (2) 島根県老人福祉施設協議会
- (3) 島根県老人保健施設協会
- (4) 島根県保育協議会
- (5) 島根県知的障害者福祉協会
- (6) 島根県身体障害者施設協議会
- (7) 島根県児童入所施設協議会
- (8) 島根県社会福祉士会
- (9) 島根県介護福祉士会
- (10) 島根県精神保健福祉士会
- (11) 島根県介護支援専門員協会
- (12) 島根県看護協会
- (13) 島根県社会福祉協議会
- (14) その他、支援ネットの趣旨に賛同する組織・団体等

2 支援ネットの本部（以下「支援ネット本部」という。）は、社会福祉法人島根県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）に置き、県社協会長が代表者を務め、事務局は法人支援部が所管する。

### (会議)

第5条 第3条に定める活動を円滑かつ効果的に推進するため、しまね災害福祉広域支援ネットワーク会議（以下「支援ネット会議」という。）を設置する。

- 2 支援ネット会議の委員は、第4条第1項第1号から第13号に掲げる構成団体、島根県関係部局、及び代表市町村に属する者をもって構成する。
- 3 委員は、第2項に掲げる構成団体等からの推薦に基づき、県社協会長が委嘱する。
- 4 委員の任期は2年とし再任を妨げない。補欠により就任した者の任期は前任者の残任期間とする。
- 5 支援ネット会議に、委員長1名及び副委員長1名を置く。委員長は県社協常務理事、副委員長は県社協事務局長をもって充てる。
- 6 委員長は会議を代表し、会務を総括する。
- 7 副委員長は委員長を補佐し、委員長事故あるときはその職務を代理する。
- 8 支援ネット会議は県社協会長が招集し、委員長が議長となる。
- 9 支援ネット会議の円滑な運営を図るため、必要に応じて委員以外の者に会議への出席を求め、意見若しくは助言を聴き、又は必要な資料の提供を求めることができる。

（その他）

第6条 この要綱に定めるもののほか、支援ネットの運営に関し必要な事項は、県社協会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年7月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。